25‖　指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第八条第八項並びに細目告示第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

26‖　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八条第六項及び第百六十六条第五項の規定は適用しない。

一　令和十年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1・に規定する対象装置の性能が令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

27‖　令和十一年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十二年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和十三年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十四年九月一日）までの間、細目告示第八十八条第六項及び第百六十六条第五項の規定は適用しない。

（制動装置）

第九条　（略）

2～64　（略）

65‖　次に掲げる自動車については、細目告示第十五条第二項第一号及び第六項第一号並びに第九十三条第二項第一号及び第六項第一号中「協定規則第13号」とあるのは、「協定規則第13号第13改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

66‖　次に掲げる自動車については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項中「協定規則第13H号」とあるのは、「協定規則第13H号改訂版補足第５改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

（新設）

（新設）

（制動装置）

第九条　（略）

2～64　（略）

（新設）

（新設）